

平成27年(ワ)第13562号 損害賠償請求事件

6.6.1再修正

原告 井戸川克隆

被告国 外1名

2024(令和6)年7月17日

東京地方裁判所 民事第50部 御中

原告第36その2準備書面

被告国第28準備書面に追加反論する

「歴史まではごまかせない」

原告 井戸川克隆

目次

はじめに原告が語る	5
第1【福島県「原子力行政のあらまし平成22年度版」全198頁】が真実を語る	5
(はじめに本書　巻頭「福島県生活環境部長佐藤節夫の挨拶」)	5
原子力発電所周辺地域の安全確保対策　—5—	6
5. 環境放射能監視測定体制　—9—	7
(1) 原子力センターの整備.....	8
業務内容　—12—	9
(3) 環境放射能監視状況　—17—.....	12
原子力発電に関する広報活動　—22—	13
● 原子力広報誌「アトムふくしま」について　—28—	14
原子力防災対策.....	15
1 原子力災害対策計画の策定　—29—.....	15
2 原子力災害対策特別措置法による枠組み　—30—	16
ア 初期動作の迅速化.....	16
イ 国、地方公共団体の連携強化.....	17
ウ 国の体制強化.....	17
エ 原子力事業者責務の確保	17
3 福島県地域防災計画原子力災害対策編の概要　—31—	18
第1 総則	18
1 目的	18
2 計画の性格	18
3 原子力防災対策の特殊性	18
4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	18
(1) 重点地域の範囲.....	18
(2) 重点地域以外の地域への対応	19
5 防災関係機関の事務または業務の大綱	19
6 広域的な活動体制	19
7 本県以外で発生した原子力災害への対応	19
第2 原子力災害予防計画	19
1 原子力発電所における予防措置等	19
2 報告の徴収、立入検査	19
3 原子力防災専門官との連携	20
4 情報の収集・連絡体制等の整備　—32—	20
5 災害応急体制の整備	20

6	緊急事態应急対策拠点施設の整備	20
7	環境放射線モニタリング体制の整備	20
8	住民等への的確な情報伝達体制の整備	20
9	避難収容活動体制の整備	21
10	緊急輸送活動体制の整備	21
11	緊急被ばく医療体制の整備	21
12	消防活動体制等の整備	21
13	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	21
14	原子力防災対策上必要な資料の整備	21
15	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	21
16	防災業務関係者に対する教育	22
17	原子力防災に関する訓練	22
18	原子力発電所上空の飛行規制 —33—	22
19	計画に基づく行動マニュアル等の整備	22
20	重点地域以外の地域に対する体制の整備	22
21	特定事象未満の事象に対する体制の整備	22
22	本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	23
第3	原子力災害应急対策計画	23
1	事故状況の把握及び連絡	23
2	災害対策本部の設置	23
3	緊急事態应急対策拠点施設における活動	23
4	住民等に対する指示の伝達と広報	23
5	緊急時環境放射線モニタリング	24
6	退避及び避難	24
7	立入制限措置等	24
8	犯罪の予防等社会秩序の維持 —34—	24
9	飲食物の摂取制限等	24
10	緊急被ばく医療活動	24
11	救助・救急・消火活動	25
12	緊急輸送活動	25
13	防災業務関係者の安全確保	25
第4	原子力災害復旧計画	25
1	放射性物質による汚染の除去	26
2	各種制限措置の解除	26
3	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	26
4	住民の健康調査の実施	26

5 損害賠償の請求等に必要な資料の作成	26
6 適正な流通の促進.....	26
7 災害対策本部の解散.....	26
4 原子力防災訓練の実施 —35—	27
5 福島県原子力災害対策センター —38—	30
(1) 原子力災害時の活動拠点として	30
(2) 緊急事態応急対策拠点施設としての機能	31
(3) 施設の状況.....	31
(4) 環境放射能の監視 —72—	34
◎ 原子力発電所における故障・トラブル等の状況 —79—	34
1 福島第一原子力発電所3号機における制御棒の過挿入について	35
2 福島第二原子力発電所4号機における原子炉の出力低下について —81—	36
3 原子力発電所における一連の不正問題(平成14年) —84—	36
4 原子力発電所におけるデータ改ざん等問題 —86—	38
<立入調査結果報告書において必要性を指摘した具体的な事項>	40
1 不適合管理の強化.....	40
2 協力企業とのコミュニケーションの強化	40
3 情報共有化の推進.....	40
4 教育訓練、研修の充実.....	41
5 現場の環境改善.....	41
6 総点検結果を踏まえた安全管理の徹底 —88—	41
7 発電所運営の透明性の確保.....	41
5 新潟県中越沖地震を踏まえた耐震安全性問題 —90—	43
○ 福島県生活環境部長	44
○ 原子力発電施設立地関係14道県	44
○ 福島県と原子力発電所立地4町	44
○ 福島県の6団体 —91—	45
(1) 耐震安全性の確保、強化について	45
(2) 国民に信頼される安全規制体制の確立について	45
○ 原子力発電関係団体協議会	46
○ 三県知事会	46
原告のまとめ	46

はじめに原告が語る

本準備書面は、福島県と原告らが原子力行政の根幹について、「原子力行政のあらまし」に共有してある「約束事項」を示し、「被告東電の事故歴」とそれに対する「対処履歴」を示しながら、被告国第 28 準備書面に虚偽が満載されていると反論した原告第 36 その 1 準備書面を補充するものである。

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以降、「本件事故」という。)の対応では、原告に課されていた「事故時の責務」を逸脱させて、偽証と欺罔の限りを尽くし、被告らに課されていた責務を、優越的地位を悪用して、巧妙に原告らが苦役を担うように責任が転嫁されている。

そこで、福島県「原子力行政のあらまし」に記載されている過去の事例を明確にし、被告らが優越的地位を悪用して、策文された被告国第 28 準備書面が、偽証であることを原告が証明することを目的とする。

尚、本準備書面では、福島県「原子力行政のあらまし平成 22 年度版」に記載されている重要な個所を、特に着色、太字にして、原告の主張に読みかえていただくために、個所ごとの原告の解釈・解説を省いてある。

第 1 【福島県「原子力行政のあらまし平成 22 年度版」全 198 頁】が 真実を語る (甲イ第 19 号証)

以下は (原子力行政のあらまし平成22年度版「一頁一と記す」) から、要点をそのまま転載した

(はじめに本書 巻頭「福島県生活環境部長佐藤節夫の挨拶」)

本県の浜通り中北部に位置する相双地方には、東京電力(株)福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所が立地し、計10 基の発電用原子炉が運転されており、その発電設備量 (909.6 万kW) は、我が国の原子力発電設備総量の約19% を占める有数の電力供給地となっています。

原子力発電所の設置・運転に際しては、法令等に基づき、安全規制を一元的に管理している国が、真に責任を持って対応すべきものでありますが、地域住

民の安全・安心の確保には最大限の留意が払われるべきものと考え、県としても、東京電力(株)との間に、立地町とともに、「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結し、情報連絡体制を確立し、立入調査等を行うとともに、環境放射能の常時監視の充実強化を図るなど、各種の安全確保対策を講じてまいりました。

とりわけ、平成18年11月以降、データ改ざんや重大なトラブルの隠ぺい問題が明らかとなり、さらに平成19年7月の新潟県中越沖地震に伴う柏崎刈羽原子力発電所の被災により、耐震安全性に対する信頼性が損なわれたことを踏まえ、国や東京電力(株)においては、不正問題再発防止、耐震安全性の確保等に取り組み、信頼回復を図ることが課題となっており、県としましては、立地町とともに、国、東京電力(株)の取組状況をしっかり確認していく等、県民の安全・安心の確保を最優先に対応しているところであります。

本誌は、福島県における原子力発電所と原子力安全行政の現状について、皆様の理解を深めていただくため取りまとめたものであり、参考にしていただければ幸いです。

平成22年12月

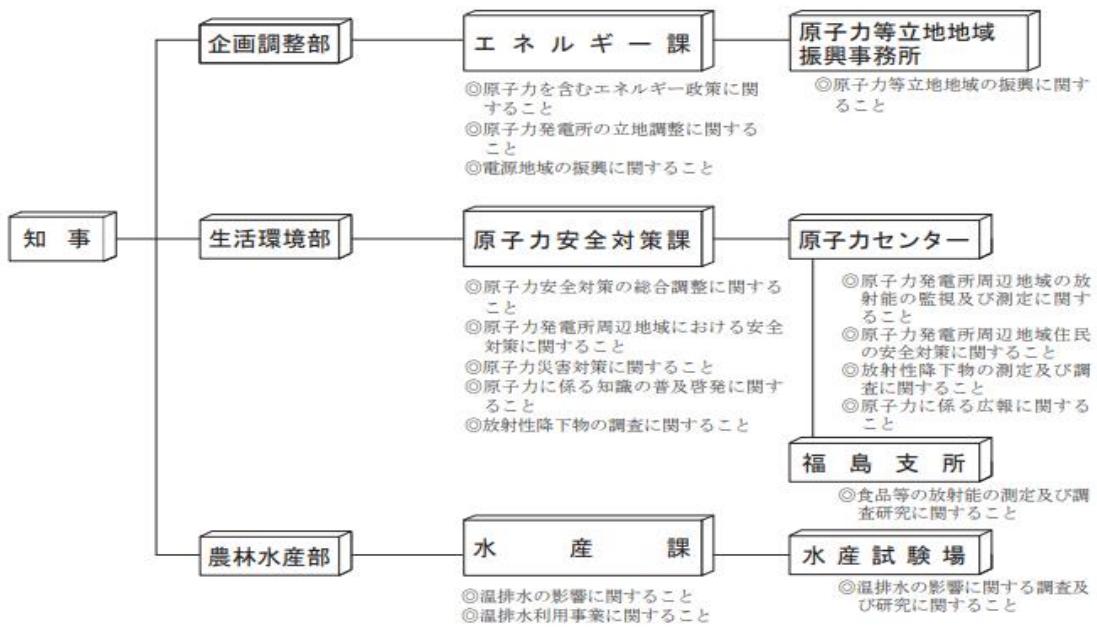
福島県生活環境部長 佐藤 節夫

原子力発電所周辺地域の安全確保対策 —5—

福島県では、本県相双地域に原子力発電所が設置されることに伴い周辺地域住民の安全確保を図るため、東京電力(株)との間に「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結するとともに、県における原子力行政を円滑かつ積極的に推進するため、昭和47年6月原子力発電所の立地部門は企画開発部開発課、原子力発電所周辺地域の安全確保対策部門は生活環境部環境保全課で所掌することとした。昭和49年度には環境保全課に原子力対策係を、出先機関として大熊町に原子力センターを設置し、昭和53年度には原子力対策係を同課の課内室として原子力対策室に、さらに平成元年度より同室を原子力安全対策課に昇格させた。平成7年度には衛生公害研究所に環境放射能分析棟を整備し、平成13年度からは、これを原子力センター福島支所とし、原子力

発電所周辺地域住民の安全確保対策の一層の強化を図ってきている。なお、平成 20 年度から、原子力関係の行政組織は次のとおりとなっている。

1. 原子力行政組織



5. 環境放射能監視測定体制 — 9 —

福島県では、昭和 48 年 8 月から本県の相双地域に立地、または立地が予定されている 原子力発電所周辺の環境放射能の測定を実施している。また、平成 8 年 3 月に公布された福島県環境基本条例においては、原子力発電所周辺地域の環境放射能監視、測定とその結果の定期的公表を県の責務として定めている。本県の環境放射能監視体制の概要は次のとおりであり、原子力センター及び原子力センター福島支所において、調査、測定を実施し、測定結果は「原子力発電所の安全確保に関する協定」に基づき設置している「福島県原子力発電所安全確保技術連絡会」において東京電力株の測定結果とともに評価検討を行った後、公表している。

(1) 原子力センターの整備

福島県は、昭和 48 年 6 月 1 日、双葉郡大熊町に原子力対策駐在員事務所を開設し、同年 8 月から原子力発電所周辺の環境放射能等の測定を開始した。昭和 49 年 4 月、同事務所は原子力センターに組織を改め、モニタリングポストによる環境放射線の常時監視体制を確立した。その後、昭和 50 年 2 月に原子力センター庁舎を新築するとともにモニタリングポストの増設、熱蛍光線量計、ダストモニタ、ゲルマニウム半導体検出装置、低バックグラウンドガスフローカウンタ、気象観測装置等の整備を図った。さらに、昭和 50 年 6 月 30 日には、環境放射能監視テレメータシステムを採用し、環境放射線常時監視体制の充実強化を図った。同センター内には、農水産物、海水等の環境試料を定期的に採取し、その放射能濃度を測定するための試料の前処理を行う実験室や極微量の放射性物質濃度を測定する高感度の放射線測定装置を備えた計測室、また、環境中の放射線を常時監視するテレメータ室等の設備や原子力についての知識の普及啓発を行うための展示室、映像ホール、研修室などが備えられ、福島県では、これらの施設の漸次、更新、拡充に努めている。



原子力センター全景

—10—

昭和 50 年 6 月に導入した環境放射能監視テレメータシステムは、原子力発電所周辺に配置されたモニタリングポスト、ダストモニタの測定値をコンピュータにより直ちに処理するとともに、測定値を表示盤に表示し、記録する装置である。同システムについては、これまで、昭和 61 年 3 月、平成 9 年 3 月、平成 19 年 3 月に設備を全面更新している。また、原子力防災対策として、昭和 55 年度から、電離箱式モニタリングポストを設置して緊急時監視に備えると

とともに、昭和 61 年度には科学技術庁（現文部科学省）の緊急時迅速放射能影響予測システム（S P E E D I）を導入しており、緊急時における汚染濃度分布予測計算等を行わせることとしている。



テレメータ中央局
(原子力センター)



町役場表示装置
(双葉町)

業務内容　—12—

- イ. 原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視及び測定に関する事業
- ロ. 原子力発電所周辺地域住民の安全対策に関する事業
- ハ. 放射性降下物の測定及び調査に関する事業
- ニ. 原子力に係る広報に関する事業



環境放射線測定車

モニタリングポスト



モニタリングポスト建屋（繁岡局）



モニタリングポスト・ダストモニタ



ゲルマニウム半導体検出装置



低バックグラウンド液体シンチレーションカウンタ

主要機器整備状況

1. 環境放射能監視テレメータシステム (1式)
2. モニタリングポスト (発電所周辺 23 基、発電所予定地周辺 2 基、県庁敷地内 1 基)
3. 電離箱式モニタリングポスト
(発電所周辺 23 基)
4. ダストモニタ
(発電所周辺 5 基)
5. 気象観測装置
(発電所周辺 5 基)
6. サーベイメータ (Na I、GM、電離箱式、 α 線、中性子線) (47 台)
7. GM計数装置 (1 台)
8. 環境放射線測定車 (フィールドモニタ等搭載) (1 台)
9. 可搬型スペクトロメータ (2 台)
10. 可搬型モニタリングポスト (5 台)
11. ゲルマニウム半導体検出装置 (4 式)



蛍光ガラス線量計読取装置

12. 低バックグラウンドガスフローカウンタ
(1台)
13. 低バックグラウンド液体シンチレーションカウンタ
(2台)
14. 蛍光ガラス線量計読取装置
(2台)
15. 熱蛍光線量計読取装置
(2台)
16. サンプリングカー
(2台)
17. 乾燥機
(3台)
18. 灰化炉
(3台)
19. 可搬型ゲルマニウム半導体検出装置
(1式)
20. 行政無線装置
(基地局1、車載用5、携帯用8)
21. モニタリング情報共有システム（RAMISES）
(1式)
22. 大気中水分（トリチウム）捕集装置
(発電所周辺5基 福島支所1基)



灰化炉

(3) 環境放射能監視状況 —17—

福島県では、「福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画」を定め、原子力発電所周辺の環境放射線の測定及び農水産物、海水等の環境試料の放射能濃度の測定を実施している。測定基本計画には、測定項目、測定地点、測定方法等の大要を定め、さらに、毎年「環境放射能測定実施要領」に詳細な実施計画を定め、環境放射能の測定を行っている。この基本計画及び測定実施要領は、**福島県原子力発電所安全確保技術連絡会**における評価検討及び原子力行政連絡調整会議専門委員の意見を踏まえて決定されている。平成21年度の環境放射能測定計画の概要は下表のとおりである。平成8年度からは、当時の衛生公害研究所（現原子力センター福島支所）に環境放射能測定体制が整備されたことに伴い、農水産物調査を充実させるとともに、県内の比較対照地点調査等を実施している。さらに平成13年度から、監視の範囲を発電所から概ね5kmから

10 kmの範囲に拡大したことに伴い、空間線量率測定地点、環境試料数等を増やしている。また、東北電力(株)浪江・小高原子力発電所予定地周辺についても、別に測定計画を定めて環境放射能調査を実施している。なお、平成 21 年度に実施した原子力発電所の環境放射能測定結果では、従来同様、環境安全評価上問題となるものはなかった。

平成 22 年度の原子力発電所周辺環境放射能測定計画の概要

頻度	常時測定					毎月		年 1 ~ 4 回									随時 空 間 線 量 率	
	空 間 線 量 率	空 間 線 量	全 アル ファ 全ベータ 放 射 能	気 象	核 種 濃 度	トリ チ ウ ム	全ベータ放射能・核種濃度（上水と海水はトリチウムを含む）											
測定項目	モニタリングボスト	光 電 ガラス 線量計	大 氣 (浮遊 じん)	風向 風速	気 温 雨 日 その他	降 下 物	大 氣 (浮遊 じん)	大 氣 (水分)	陸 土	上 水	海 水	海 底 沈 積 物	農畜産物		指標 植物	水産物		指標 海洋 生物
	種類・品目	1	1	2	2	6	1	1	1	1	1	1	6	6	3	1	4	5 ほんだ わら
地 点 数	発電所 周辺地域	23	15	5	5	2	2	5	6	6	9	9	2~6	1	1~4	7	2~7	2~3 104
比較対照点	比較対照点	1	0	0	0	0	1	0	1	2	2	1	1~2	0	1~2	0	1	0 0 0



福島県原子力発電所安全確保技術連絡会



環境試料の前処理

原子力発電に関する広報活動　—22—

福島県では、原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定など安全確保対策の充実、強化を図るとともに、原子力に関する知識の普及啓発等広報活動も重要であるとの観点から、昭和47 年度以降原子力講演会の開催等の各般にわたる事業を実施している。

昭和48 年度からは原子力広報誌「アトム福島」（昭和60 年度から「アトム

「ふくしま」に名称変更)の発行を開始し、昭和50 年度から目で見る広報活動の展開のため原子力センター内に展示室や映像ホールを設け、原子力に関するパネル、模型などの各種展示物やマルチビジョン映像を設置した。さらに、昭和52 年度から原子力広報連絡会議を設置し、**原子力発電所周辺地域住民**に対し、研修、講演等を通じた情報提供を行い、**原子力に関する知識の普及啓発**を図っている。

また、昭和55 年度から広報・安全等対策交付金が原子力発電所周辺関係市町村にも交付されることになったことに伴い、県と**関係市町村が一体となって広域的かつ効率的な広報活動を行う必要**が生じたため、昭和56 年4月1日、共同で**(財)福島県原子力広報協会**を設立し、同協会のもとで種々の原子力広報事業を実施している。

平成5 年度には、展示備品の老朽化が進んだことから展示室を増設するとともに展示備品を全面的に入れ替え、さらに200 インチの大型ハイビジョン映像装置の導入、エレベーターの設置など住民の利用を促進するため広報施設の充実を図り、また、平成14 年度は、原子力発電所に対する県の安全確保対策をわかりやすく広報するため、3 D 映像ソフトの制作や機器整備等を行った。

● 原子力広報誌「アトムふくしま」について -28-

本県浜通り地方は、電力の供給基地として大きく発展している中で、原子力発電所周辺地域の住民は、原子力発電所の安全性や運転状況に対する関心が強いことから、福島県では、原子力に関する知識を深めるため、昭和 49 年1月、県の原子力発電所監視体制 のあらましを収録した「**アトム福島**」第1号を発行した。以来、平成 21 年度まで 202 号の発行をみている。昭和 56 年度から**(財)福島県原子力広報協会**に発行業務を委託し、年 6 回発行、名称も昭和 60 年度から「**アトムふくしま**」に改め、原子力関連記事や浜通り地方の話題など掲載し、内容の充実に努めている。また、平成元年度から配布地域を原子力発電所周辺地域から県内の全市町村をはじめ、医療機関、金融機関、理容所等にも範囲を広げた。さらに、平成 12 年度から「**アトムふくしま**」をベースとしてインターネットによる広報を開始するとともに、平成 13 年度から県内外の希望者に

無償郵送を行うなど、一層の充実を図っている。



原子力広報誌「アトムふくしま」と各種パンフレット類

原子力防災対策

1 原子力災害対策計画の策定 —29—

福島県は、「**災害対策基本法**」に基づき策定した「**福島県地域防災計画**」の中に「**原子力災害対策編**」を定め、**万一の原子力災害に対処することとしている。**

県の原子力災害対策計画は、米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機に、**国の原子力安全委員会**が、原子力災害特有の事象に着目し原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施できるよう技術的、専門的事項について検討した結果をとりとめた「**原子力施設等の防災対策について**」（以下「**防災指針**」という。）に基づき、本県の地域の実情を十分加味して策定されたものであり、その後の防災指針の改訂に合わせて修正されている。これにより、**本県における原子力発電所周辺の各種防災対策が行われてきている。**

こうした中、平成11年9月30日に茨城県のウラン加工施設において発生した**臨界事故**は、我が国で初めて周辺住民の避難等が行われた原子力災害となつた。この事故対応の反省を踏まえ、**初期動作の迅速化**、国及び**地方公共団**

体の連携強化、国の体制強化や**原子力事業者責務の明確化**等を柱とする「**原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）**」が制定された。これを踏まえて、**防災指針及び国の防災基本計画**についても、防災対策の内容をより実効性のあるものとなるよう、必要な修正が行われた。

本県においても、これら原子力災害対策特別措置法等の新しい枠組みとの整合を図るとともに、原子力防災対策の充実強化に向け、平成13年3月、「**福島県地域防災計画原子力災害対策編**」の修正を行っており、関係町（広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、**双葉町**、浪江町）においても、県計画の修正にあわせ、**町地域防災計画原子力災害対策編の修正が行われた。**

さらに、原子力災害特別措置法においては、原子力事業者の責務として原子力発電所ごとに「**原子力事業者防災業務計画**」の作成が義務付けられており、原子力災害についての**予防対策、応急対策、事後対策等**が定められている。

また、臨界事故による被ばく医療の経験などを踏まえ、平成13年6月、平成14年4月及び平成14年11月に防災指針が修正されたことから、本県においても**緊急被ばく医療の充実を図る**ため、平成16年2月、「**福島県地域防災計画原子力災害対策編**」の修正を行った。

2 原子力災害対策特別措置法による枠組み —30—

原子力災害については、その特殊性から**国が果たすべき役割と責任は自然災害と比べて大きく**、また、具体的な措置に際しては原因者である原子力事業者の責任ある対応が必要である。このことから、災害対策基本法その他法令と相まって原子力災害対策の強化を図るため「**原子力災害対策特別措置法**」が施行されており、その枠組みは次のとおりとなっている。

ア 初期動作の迅速化

- (ア) 原子力事業者からの異常事態の通報の義務づけ
- (イ) **所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出す**

るとともに、内閣総理大臣を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置

(ウ) 県及び市町村の対策本部も設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示

イ 国、地方公共団体の連携強化

(ア) 政府は現地に「原子力災害現地対策本部」を設置

(イ) 国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同対策協議会」をオフサイトセンターに設置

(ウ) 総合防災訓練の実施

ウ 国の体制強化

(ア) 国の原子力防災専門官を法的に位置づけ。原子力発電所の所在する地域に常駐させ、中核的役割を担う。

(イ) 国の原子力災害対策本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示

(ウ) 国の原子力災害対策本部長は防衛大臣に対し自衛隊の派遣を要請

(エ) 主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定

(オ) 原子力安全委員会・調査委員の技術的助言の法的位置づけの付与

(カ) 原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保

エ 原子力事業者責務の確保

(ア) 敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務づけ

(イ) 通報義務の明確化

(ウ) 原子力事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化

(エ) 原子力事業者は防災組織を設置し、災害応急措置を実施

(オ) 原子力事業者に原子力防災管理者をおく

第1 総則

1 目的

○災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、**原子炉の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止するため等に必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な事務又は業務の遂行によって県民の安全を図る。**

2 計画の性格

○「福島県地域防災計画」の「**原子力災害対策編**」として定めたものであり、この計画に定めるもの以外の対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編）」に準拠する。

3 原子力防災対策の特殊性

○**原子力災害は、自然災害と異なり、放射線による被ばくが五感に感じられない等の特殊性を有することから、住民への放射線等に関する知識の普及、関係機関の教育訓練及び資機材の整備等の必要な体制を確立する。**

4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

（以下、「**重点地域**」という。）

○重点地域を定めるにあたっては、**原子力安全委員会の防災指針**が示している原子力発電所から**半径8～10kmを基準とし**、行政区画、自然的・社会的周辺状況を勘案し、具体的な地域を定める。

（1）重点地域の範囲

重点地域を有する**市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）**を作成す

べき市町村は次のとおりとする。

- ア 東京電力株式会社**福島第一原子力発電所**に係る地域
大熊町、**双葉町**、富岡町、浪江町（発電所から概ね半径10 kmの地域）
- イ 東京電力株式会社**福島第二原子力発電所**に係る地域
楢葉町、富岡町、広野町、大熊町（発電所から概ね半径10 kmの地域）
(2) 重点地域以外の地域への対応

不安解消のため、情報提供、空間放射線の測定、健康診断を行う。

5 防災関係機関の事務または業務の大綱

○関係機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成する。

6 広域的な活動体制

○原子力防災対策は、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努める。

7 本県以外で発生した原子力災害への対応

○県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の不安解消を図るため、必要な事務または業務を行う。

第2 原子力災害予防計画

本章は、予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

1 原子力発電所における予防措置等

○事業者は、原子力発電所の安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずるものとする。

○原子力事業者防災業務計画の作成等にあたっては、県との協議を行い、本計画との整合を保つものとする。

2 報告の徴収、立入検査

○県は、必要に応じ、原災法に基づく事業所への立入検査を行い、原子力災害

予防のための措置が適切に行われているか確認する。

3 原子力防災専門官との連携

○県は、本計画の作成、防災訓練の実施等について、平常時により原子力防災専門官との密接な連携を図る。

4 情報の収集・連絡体制等の整備 —32—

○関係機関は、夜間・休日にも対応できる通報連絡体制を整備するとともに、専用回線網等の緊急時の通信手段を確保する。

5 災害応急体制の整備

○関係機関は、職員の参集体制など災害応急体制に係る事項を検討し、必要な体制を整備し、手順書、マニュアル等を定める。

6 緊急事態応急対策拠点施設の整備

○国、県、関係町及び事業者は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の施設、設備、資機材、資料等について適切に維持を行い、平常時から訓練等に活用する。

7 環境放射線モニタリング体制の整備

○県は、緊急時環境放射線モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備する。

8 住民等への的確な情報伝達体制の整備

○県は、経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、防災行政無線、広報車等の整備を図る。

○県は、住民相談窓口の設置等についてその方法、体制等について定める。

○県は、災害時要援護者及び一時滞在者に対する伝達体制及び設備の整備に努める。

○県は、文字多重放送、インターネットホームページ等の多様な広報媒体の活用体制の整備に努める。

9 避難収容活動体制の整備

○県は、**関係町**における避難計画の作成を支援するとともに、他の市町村への避難について調整し広域避難計画を作成する。

10 緊急輸送活動体制の整備

○県警察は、緊急時の道路交通管理体制等の整備に努める。

○県は、国等から派遣される専門家の移送協力について、あらかじめ定める。

11 緊急被ばく医療体制の整備

○県は、緊急被ばく医療ネットワークを構築し、医療組織体制、派遣体制等の整備を図るとともに、緊急被ばく医療活動マニュアルを整備し、緊急被ばく医療活動等に必要な医薬品、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

12 消防活動体制等の整備

○県は、救急・救助等に必要な資機材の整備を進めるとともに、**関係市町村等**に対して消火活動用資機材等の整備について助言する。

13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

○関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。

14 原子力防災対策上必要な資料の整備

○県及び**関係町**は、**応急対策の的確な実施に必要な社会環境に関する資料等**を整備し、オフサイトセンターに備え付ける。

15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

○県は、**関係町等**と協力して、平常時から原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。また、重点地域以外の住民に対しても知識の普及に努める。

○防災知識の普及と啓発に際しては、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

16 防災業務関係者に対する教育

○県及び**関係市町村**は、防災業務関係者に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

17 原子力防災に関する訓練

○県、**関係町等**は、**国等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と防災技術の向上を図るため、防災訓練を定期的に実施する。**

○防災訓練の実施にあたり、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。

○訓練終了後、評価を行い改善点を明らかにし、必要に応じマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組む。

18 原子力発電所上空の飛行規制 —33—

○国の規制の基づき原子力関係施設付近の上空の飛行はできる限り避ける。

○事業者は、原子力施設を示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努める。

19 計画に基づく行動マニュアル等の整備

○関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、手順等を定めたマニュアル等を整備する。

20 重点地域以外の地域に対する体制の整備

○県は、重点地域以外の地域に対する対応について、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。

21 特定事象未満の事象に対する体制の整備

○県は、特定事象に至らない放射能等放出事象に対して、警戒するために必要な体制等を整備し、マニュアル等に定める。

22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

○県は、本県以外で発生した原子力災害に対して、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。

○県は、関係道府県との相互応援協定に基づき、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、必要な要員及び資機材等の相互派遣等を実施する。

第3 原子力災害応急対策計画

本章は、**原災法第10条通報後の対応及び原子力緊急事態宣言が発出された場合の応急対策を中心に示したもの**であるが、これら以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。

1 事故状況の把握及び連絡

○原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見等の場合、**15分以内**を目途として、県及び**関係町等**に同時にファクシミリで文書を送付する。

○連絡を受けた県は、通報連絡系統図により関係機関への連絡を行う。

2 災害対策本部の設置

○知事は、発電所から原災法第10条通報を受信した等の場合、速やかに県災害対策本部、原子力現地災害対策本部を設置する。

3 緊急事態応急対策拠点施設における活動

○県は、**原子力災害合同対策協議会等**が組織される場合に、あらかじめ指定した職員をオフサイトセンターに派遣し、関係機関と共同して、情報の収集・伝達及び応急対策活動を行う。

4 住民等に対する指示の伝達と広報

○県は、原子力発電所から原災法第10条通報を受信した場合、国の判断結果等を確認した後、直ちに報道機関に対して緊急報道の実施を要請する。

○広報の一元化を図るため報道責任者を定め、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ、インターネット

ト等の複合的な伝達手段を活用する。

5 緊急時環境放射線モニタリング

○県は、原子力発電所から通報を受信した場合等において、**緊急時モニタリング班を設置し、直ちに平常時モニタリングを強化する。**

○県は、関係機関に対し、緊急時モニタリング要員の派遣の協力を要請する。

6 退避及び避難

○県及び**関係町**は、原子力発電所から特定事象発生の通報受信後、直ちに避難所等の開設準備、住民輸送車両の確保、広報車等の準備等を行う。

○**関係町**は、国からの指示または**独自の判断**により、屋内退避及び避難等を決定し、住民等に対し勧告または指示を行う。

○県は、災害の態様により他市町村への住民の避難が必要な場合、他市町村に対し避難の受入等を要請する。

○「屋内退避及び避難に関する指標」について、防災指針に準じる。

7 立入制限措置等

○県警察は、防護対策区域に係る立入制限を実施する。

8 犯罪の予防等社会秩序の維持 —34—

○県警察は、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、治安確保に努める。

9 飲食物の摂取制限等

○県は、防護対策区域内の住民に対し、とりあえず屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を禁止するよう関係町に指示するとともに、テレビ等による広報を行う。

○「飲食物摂取制限に関する指標」について、防災指針に準じる。

10 緊急被ばく医療活動

○**緊急被ばく医療は、初期被ばく医療、二次被ばく医療、三次被ばく医療に分**

類され、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく者等が発生した場合にも対応するものとする。

○県は、一般医療及び必要に応じ緊急被ばく医療に対処するため、現地本部に医療班を設置し、救護所などにおけるスクリーニング等の医療活動を実施する。

○緊急被ばく医療ネットワークを構成する事業者、消防機関、初期及び二次被ばく医療機関等が連携し、迅速な対応を行うものとする。

○安定ヨウ素剤の予防服用については、防災指針を踏まえるものとする。また県は、医療班に安定ヨウ素剤配布チームを設置する。

○メンタルヘルス（心の健康）対策については、県は国、市町村、地域医師会等と協力して適切に実施するものとする。

11 救助・救急・消火活動

○県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要な資機材を確保するなどの措置を講じる。

○県は、市町村等から消防活動について応援要請があったとき等は、消防庁、県内他市町村等に対し、応援を要請する。

12 緊急輸送活動

○県は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

○県警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行い、緊急輸送の交通を確保する。

13 防災業務関係者の安全確保

○「防災業務関係者の放射線防護に係る指標」について、防災指針に準じる。

○各機関は、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査等の措置を行う。

第4 原子力災害復旧計画

本章は、原子力緊急事態が解除された場合の事後対策を示したものであるが、

これ以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。

1 放射性物質による汚染の除去

○県は、国の指示等をもとに、関係機関と連携し、放射線物質に汚染された物質の除去及び除染を行う。

2 各種制限措置の解除

○県は、国の判断等により、放射線による影響を受けるおそれがなくなったと認めるとき、**関係市町村**に対し、避難等の防護対策の解除を指示する。

3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

○県は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力事業者等と協力して環境放射線モニタリングを実施し、結果を速やかに公表する。

4 住民の健康調査の実施

○**県は、国及び関係市町村と連携し、防護対策を講じた地区の住民の健康調査を実施する。また心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。**

5 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

○ **県は、将来の医療措置及び、損害賠償の請求等に資するため、住民等が受けた損害を調査するよう関係市町村に指導する。**

6 適正な流通の促進

○県は、国及び**市町村**と連携し、風評被害等の未然防止又は影響軽減のため、広報活動及び物価の監視を行うものとする。

7 災害対策本部の解散

○知事は、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認める等の場合災害対策本部を解散する。

4 原子力防災訓練の実施 —35—

県と広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、**双葉町**、浪江町では防災関係機関の協力を得て、防災関係者の原子力災害対策計画の熟知と防災関係機関の行う**緊急時防災活動の円滑化と相互の協力体制を強化し、地域住民の安全確保と原子力防災意識の向上を図ることを目的として、原子力防災訓練を実施している。**

これまでの訓練の実施状況は、次のとおりである。

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (中心会場)	参加機関 数 等	訓 練 形 態
S 58 第1回	S 58. 11. 30 9:00 ~ 14:30	福島第一（発）周辺地域 (大熊町)	52 機関 699 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
S 60 第2回	S 60. 11. 29 9:00 ~ 12:00	福島第二（発）周辺地域 (富岡町)	18 機関 181 名	通報連絡、緊急時モニタリングに関する部分訓練
S 62 第3回	S 63. 1. 26 10:00 ~ 16:15	福島第一（発）周辺地域 (富岡町)	57 機関 635 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H元 第4回	H元. 11. 10 8:30 ~ 15:30	福島第一（発）周辺地域 (双葉町)	57 機関 835 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 3 第5回	H 3. 11. 14 8:30 ~ 15:30	福島第二（発）周辺地域 (楢葉町)	56 機関 848 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 5 第6回	H 5. 11. 30 8:30 ~ 15:15	福島第一（発）周辺地域 (大熊町)	60 機関 1,131 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 7 第7回	H 7. 11. 22 8:30 ~ 15:30	福島第二（発）周辺地域 (富岡町)	68 機関 1,494 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 9 第8回	H 9. 11. 20 8:00 ~ 15:00	福島第一（発）周辺地域 (双葉町)	50 機関 1,535 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 11 第9回	H12. 2. 3 9:20 ~ 10:35 H12. 2. 4 9:40 ~ 12:05	福島第二（発）周辺地域 (楢葉町)	150 機関 1,965 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練

H 12 第10回	H 12. 11. 28 8:00 ~ 12:00	福島第一（発）周辺地域 (大熊町、双葉町)	144 機関 776 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、オフサイトセンター運営、住民広報、住民避難）
H 13 第11回	H 13. 11. 28 8:30 ~ 15:00	福島第二（発）周辺地域 (富岡町、楢葉町)	170 機関 1,480 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等）
H 14 第12回	H 14. 11. 8 8:00 ~ 15:10	福島第一（発）周辺地域 (双葉町、大熊町)	200 機関 1,600 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、県災対本部運営、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等）、事故プラント復旧訓練
H 15 第13回	H 15. 11. 28 8:00 ~ 15:10	福島第二（発）周辺地域 (楢葉町、富岡町)	230 機関 1,587 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、県災対本部運営、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等）、事故プラント復旧訓練

—36—

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (主な会場)	参加機関数 参加者数	訓練形態
H 16 第14回	H 16. 11. 24 7:45 ~ 14:40	福島第一（発）周辺地域 (大熊町、双葉町)	147 機関 1,082 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的な訓練として現地対応訓練（通信連絡訓練、オフサイトセンター運営、現地本部運営、参集、住民避難、立入制限等） 他に個別訓練を下記のとおり実施 ・通信連絡訓練 (平成 16 年 10 月 19 日 31 機関 101 名) ・緊急被ばく医療活動訓練 (平成 16 年 11 月 5 日 4 機関 48 名) ・緊急時環境放射線モニタリング訓練 (平成 16 年 11 月 12 日 9 機関 46 名)
H 17 第15回	H 17. 11. 14 13:00 ~ 17:00 H 17. 11. 15 8:00 ~ 14:40	福島第二（発）周辺地域 (富岡町、楢葉町)	161 機関 2,304 名	国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難、立入制限等） 他に個別訓練を下記のとおり実施 ・通信連絡訓練 (平成 17 年 11 月 30 日 29 機関 80 名)

				国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営（ブラインド（シナリオ非掲示）方式の訓練導入）、災害対策本部設置・運営、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（広域避難含む。）、立入制限措置等）
H 18 第16回	H 19. 2. 6 12:40～15:00 H 19. 2. 7 7:50～15:00	福島第一（発）周辺地域 (双葉町、大熊町)	160 機関 2,300 名	他に個別訓練を下記のとおり実施 ・緊急時環境放射線モニタリング訓練 (平成 18 年 11 月 16 日 8 機関 43 名) ・通信連絡訓練 (平成 18 年 11 月 27 日 32 機関 103 名)

—37—

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (主な会場)	参加機関数 参加者数	訓練形態
H 19 第17回	H 19. 10. 22 12:30～17:00 H 19. 10. 23 8:00～15:00	福島第二（発）周辺地域 (楢葉町、富岡町)	215 機関 2,093 名 (延べ 2,872 名)	国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営（ブラインド（シナリオ非掲示）方式の訓練導入）、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（漁船避難含む。）、立入制限措置、発電所内応急対策（自衛消防隊による消火訓練）等） 他に個別訓練を下記のとおり実施 ・通信連絡訓練 (平成 19 年 10 月 3 日 36 機関 104 名)
H 20 第18回	H 20. 10. 21 13:00～18:00 H 20. 10. 22 7:30～13:00	福島第一（発）周辺地域 (大熊町、双葉町)	275 機関 4,011 人 (延べ 5,559 人)	国が主催する原子力総合防災訓練と併せて行う一般住民参加を含めた総合的訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（漁船避難含む。）、物資搬送、立入制限措置、発電所内応急対策（自衛消防隊による消火訓練）等） 他に個別訓練を下記のとおり実施 ・通信連絡訓練 (平成20年10月 2 日 37機関、119名) ・緊急時環境放射線空中モニタリング事前訓練 (平成20年10月16日 18機関、40名)

H21 第19回	H21. 12. 22 8:30～14:30	福島第二（発）周辺施設 (富岡町、楢葉町)	146 機関 1,349 人	原子力発電施設に対するテロ攻撃を想定した国民保護共同訓練と併せて実施。 総合的訓練（通信連絡・緊急対処事態対策本部等設置運営、オフサイトセンター運営、救急搬送等、緊急時モニタリング、住民津避難、避難住民等救援、住民広報等） 他に個別訓練を下記のとおり実施 ・緊急時環境放射線モニタリング訓練 (平成21年11月18日～19日 8機関 48名) ・通信連絡訓練 (平成21年12月14日 35機関 98名)
-------------	---------------------------	--------------------------	-------------------	---

5 福島県原子力災害対策センター —38—

(1) 原子力災害時の活動拠点として

原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、**住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援など様々な緊急事態応急対策が必要であり、**これらの対策に關係する国、県、市町村、原子力事業者、防災関係機関及び専門家などが**一体となって対応する必要がある。**

そのためには、これらの関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図ることが必要であり、そのための拠点となる施設が、原子力災害対策特別措置法に定める「**緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）**」である。

福島県原子力災害対策センターは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生した場合に「**緊急事態応急対策拠点施設**」として**使用することを目的として**、福島県と国が協力して整備したものであり、平成14年3月29日に原子力災害対策特別措置法に基づく指定を受けている。

※福島県が土地・建物及び付帯設備を、国が通信設備・情報機器を整備した。

(2) 緊急事態応急対策拠点施設としての機能

福島県原子力災害対策センターには、**万一の際の初期動作を迅速に行うため、国^の原子力防災専門官が常駐している。**さらに、緊急時には、国と県の現地対策本部が設置され、関係町、警察、消防、東京電力(株)、防災関係機関及び専門家とともに、「**原子力災害合同対策協議会**」を組織し、**関係者との情報共有、避難等の最重要事項の調整、相互協力のための調整など**を行うこととしている。

(3) 施設の状況

所在地 双葉郡大熊町大字下野上字大野4 7 6 – 3

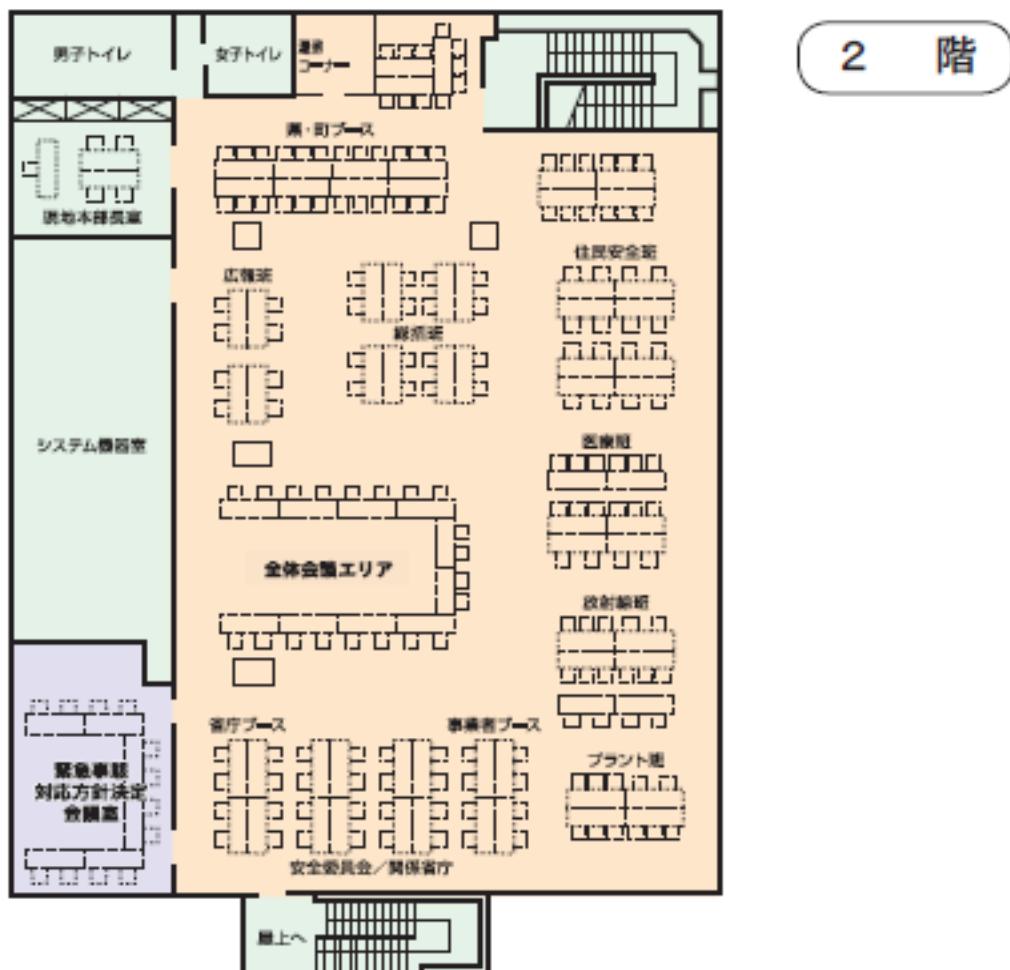
鉄筋コンクリート造2階建

延床面積： 1,230 m² (1階 615 m²、 2階 615 m²)

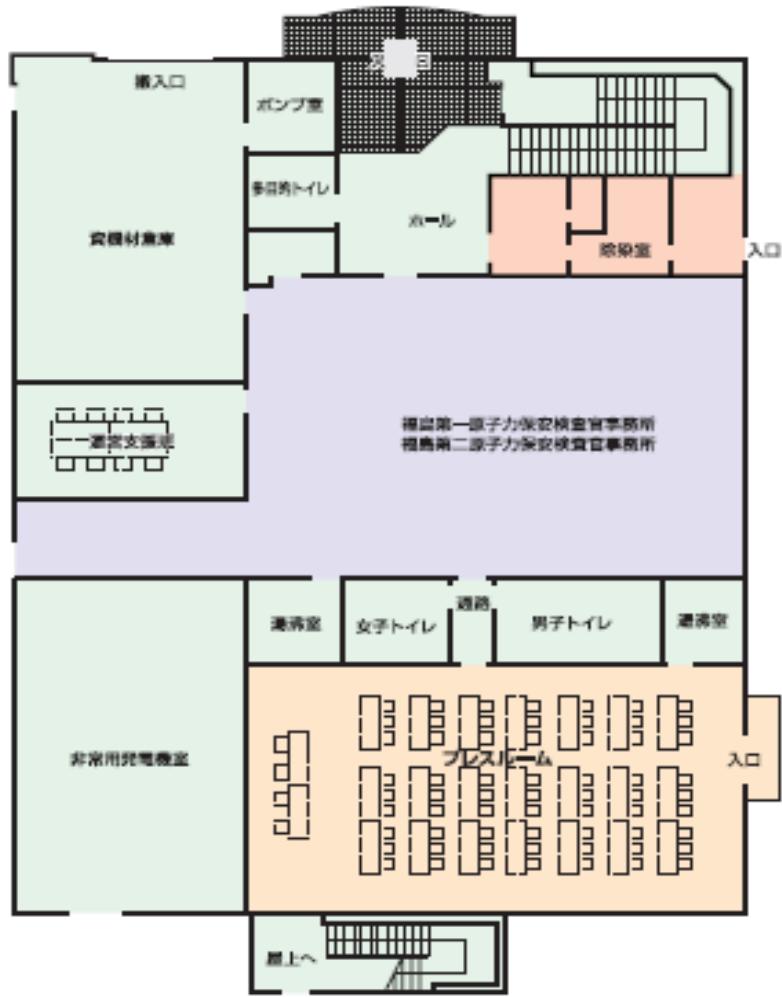


福島県原子力災害対策センター

福島県原子力災害対策センター平面図 －39－



1 階



(4) 環境放射能の監視 —72—

東京電力㈱は、昭和43年2月から福島第一原子力発電所敷地内（一部周辺）において、空間線量率、環境試料等の放射能を測定しており、その概要は次のとおりである。

頻度 項目及 び測 定機 器	常時測定			年1～4回測定										月1回測定	
	空間線量率 モニタリング ポスト	空間積算線量 ※1 蛍光ガラス 線量計	大気浮遊じん ※2 ダストモニタ	全データ放射能濃度・核種濃度										大気浮遊じん 指標植物 核種濃度	
種類	1	1	2	陸土	精米	野菜	牛乳	海水	海沈	底 積物	水産物	指標 植物	指標 海洋 生物		
地点数	8	16	2	4	2	2	1	3	4	1	2	1	2	1	2

※1 平成14年度までは熱蛍光線量計、平成15年度より蛍光ガラス線量計に変更

※2 平成13年9月より全アルファ放射能濃度測定開始



モニタリングポスト

◎ 原子力発電所における故障・トラブル等の状況 —79—

平成21年度の故障・トラブル等の状況

平成21年度に県内の原子力発電所において「電気事業法」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という。)」の規定に基づき、電気事業者から原子力安全・保安院に報告された故障・トラブル等は、2件であった。

これらの概要は、次のとおりである。

1 福島第一原子力発電所3号機における制御棒の過挿入について

平成21年4月6日、定期検査で停止中の福島第一原子力発電所3号機において、平成21年3月26日に過挿入した制御棒の制御棒駆動水圧系水圧制御装置の復旧作業として、駆動水の元弁を開いたところ、制御棒が動作したことを示す警報が発生し、現場操作の内容および警報発生のタイミング等から、当該制御棒が全挿入位置から、さらに挿入側に動作（過挿入）したと判断された。

調査の結果、次のことがわかった

① 3月26日に発生した制御棒過挿入事象の原因となった、当該制御棒を動かす系統の弁（当該弁）の組み立てにおいて、仕様の違う新型と旧型のボルト等を使用していたことから、テフロン製弁シートをはさみ込む力が部分的に異なり、テフロン製弁シートの穴が橢円形に変形し、弁シート部の密着不良が発生した。

② このため、弁の開閉試験および復旧操作等によりテフロン製弁シートが損傷し、漏えいが発生したことで、制御棒を挿入する方向に水圧がかかり、過挿入となったものと推定した。

本事象を踏まえ、次の対策が行われた

① 弁を組み立てるためのボルト等が2種類混在していた弁については、同一仕様の新型のものに取り替えた。

※1 制御棒駆動水圧系水圧制御装置

制御棒を炉心内に緊急に挿入したり引き抜きしたりするため、制御棒駆動機構に駆動水等を送る装置。

※2 制御棒を動かす系統の弁 一80一

緊急で制御棒を挿入する際に使用する駆動水を供給するための弁。

※3 弁シート部

弁の閉時に流体を止めるために密着する部位で、制御棒を動かす系統の弁では弁体と弁座およびテフロン製弁シートとが組み合わされる。

2 福島第二原子力発電所 4号機における原子炉の出力低下について

—81—

平成21年10月15日、定格熱出力一定運転中の福島第二原子力発電所4号機において、原子炉再循環ポンプ(※1)が停止し、自動的に一部の制御棒が挿入され、電気出力が約110万キロワットから約36万キロワットまで低下した。

調査の結果、次のことわかった。

- ① 原子炉再循環ポンプに電源を供給する装置の部品の取替作業を実施しており、絶縁板による短絡防止が十分でなかった。
- ② 当該部品の配線を別の部品に接触させ短絡したことにより、電源を供給する装置の回路が故障し、このため原子炉再循環ポンプが停止し、出力が低下したと推定した。

本事象を踏まえ、次の対策が行われた。

- ① 故障した回路内の部品を交換した。
- ② 絶縁板等の改善を行うとともに、当該装置の部品取替作業は、原則として定期検査時の当該装置試運転中に実施する。

※1 原子炉再循環ポンプ

原子炉圧力容器内の水を循環させるポンプ（2台設置）で、運転中はポンプの回転数を制御することで原子炉の出力を制御している。

3 原子力発電所における一連の不正問題(平成 14 年) —84—

平成14年8月29日、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）及び東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正等について公表した。

これは、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所において、昭和61年頃から平成13年頃にかけてG E I I 社（自主点検作業者）に発注して**東京電力が実施した自主点検作業記録について、シュラウド、蒸気乾燥機、ジェットポンプなどの機器のひび割れやその徴候等の発見、修理作業等について不正な記載等が行われていた疑いがある**（前記3発電所で29件）

というものであり、この発表以後、それまでの不正案件が次々と明らかになった。（本件調査のきっかけは、平成12年7月及び12月に通商産業省（当時）に寄せられた申告（情報提供）によるもの。）

同年9月20日、保安院及び東京電力は、それまで公表された29件以外に上記3発電所における原子炉再循環系配管の点検、補修作業に係る不適切な取扱いのあった事案8件を公表した。

さらに、同年10月25日、保安院は、福島第一原子力発電所1号機（双葉郡大熊町）において、平成3年及び4年に実施された定期検査での原子炉格納容器の漏えい率検査に際して不正が行われたため、当該機を1年間の原子炉運転停止処分とともに、全号機における原子炉格納容器漏えい率検査の厳格な実施を求めることにより、平成15年4月15日、県内10基のすべての原子炉が運転停止した。

一連の不正問題は、立地地域の原子力発電所の安全性に対する信頼を根本から揺るがす極めて重大な問題であり、県は、国及び東京電力に対し、一連の不正問題の原因究明と再発防止対策の徹底を強く求めてきた。

また、県は、一連の不正問題で停止した原子炉の運転再開に際しては、県議会や**地元町村**の意向なども伺いながら、県民の安全・安心が一体的に確保されることを大前提として、1基ずつ、国の安全確認の状況や東京電力の再発防止対策の取組状況について、**地元町**と連携しながら**立地自治体としての立場**から独自に確認してきたが、その中で、**国及び事業者の体質、体制そのものが厳しく問われていることを指摘するとともに、国に対しては、安全規制機関として、安全確保に真に責任をもった対応を、東京電力に対しては、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、それを結果として示すよう強く要請してきた。**

福島第一原子力発電所1号機については、当該機に係る確認作業を取りまとめるとともに、福島第一及び福島第二原子力発電所に係る共通的な課題についても整理・検討し、一連の不正問題の総括として「**今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて**」（以下「**今後の取組み**」という。）を取りまとめた。

平成17年6月29日、知事が東京電力社長に「今後の取組み」を手交し、今後の高経年化対策や情報公開、協力企業を含めた企業システム全体の改善等の取組みについて、改めてその決意を確認し、福島第一原子力発電所1号機の運転再開を了承した。

また、今後の原子力発電所の安全確保に係る国のお一層の取組みを求めるため、同年7月1日に、知事が経済産業大臣に「今後の取組み」を手交し、保安院の分離、高経年化について要請を行った。

同年7月24日に福島第一原子力発電所1号機が運転を再開したことにより、一連の不正問題で停止した原子炉は全基稼働することとなった。

※ 「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて」は、

- 1 不正問題再発防止対策の取組み**
- 2 高経年化対策**
- 3 風通しが良く透明性の高い発電所運営**
- 4 安全規制機関の在り方**

の4項目からなり、今後の原子力発電所の安全確保に向けて、県の考え方と国及び東京電力がそれぞれ取り組むべき課題をまとめている。

4 原子力発電所におけるデータ改ざん等問題 —86—

平成18年秋以降、中国電力(株)水力発電設備のデータ改ざんを端緒に、各電力会社の火力、原子力も含めた発電設備のデータ改ざん、手続き不備等が相次いで明らかにされ、同年11月30日、原子力安全・保安院は、全電力会社に対して発電設備における同様な問題の有無について総点検を指示した。また、福島県としても、東京電力(株)に対して、徹底した調査と情報公開を求めた。

その結果、多くの発電設備で長期間にわたり、データ改ざんやトラブルの隠ぺい等の行為が繰り返されていたことが判明した。

県内の原子力発電所においても、長期間にわたり、データ改ざんやトラブルの隠ぺい等が行われていたことが明らかになった。

<主なデータ改ざん・トラブル隠ぺいの事例>

○ 復水器入口海水温度のデータ改ざん

福島第一原子力発電所 1 号機で昭和60 年に復水器入口海水温度を1.2°C、昭和63年に同出口海水温度を−1.0°Cとする**プログラムの改ざん**を行い、出口温度の改ざんは平成18 年末まで継続していた。

また、福島第一原子力発電所 4 号機で、県へ温排水調査結果の一部として報告していた取放水温度について、昭和59 年から平成 9 年までの間(昭和62 年から63 年までの期間を除く。)、温度差が設計値8.4°Cに等しくなるよう改ざんを行っていたことが確認された。

○ 定期検査におけるデータ改ざん

昭和52 年から平成14 年にかけて、県内 2 発電所 9 プラントの定期検査の総合負荷試験等において、**データ処理等の改ざん**と推定される事案が多数(検査項目、実施時期、プラントで区分すると188 件)確認された。

○ 原子炉自動停止トラブルの隠ぺい

昭和59 年に福島第一原子力発電所 2 号機で、原子炉起動の際の原子炉格納容器内点検時に中性子量増で原子炉が自動停止したトラブルや昭和60 年に福島第二原子力発電所 1 号機で定期検査停止操作中に原子炉が自動停止した**トラブルを国、県に報告せず、内部文書が改ざん**されていた。

○ 制御棒引抜け

昭和53、54、55 年に福島第一原子力発電所 3、5、2 号機で、平成 5 年に福島第二原子力発電所 3 号機で、制御棒引抜けが発生しており、**うち福島第一原子力発電所 3 号機での事象については、臨界状態になっていた**と推定されるが、**運転日誌が改ざん**されていた。

○ 制御棒駆動機構の不正使用

—87—

昭和63 年、福島第二原子力発電所 4 号機の最初の定期検査において、制御棒駆動機構 1 体が故障したため、予備品と取替えの必要が生じたが、国の使用前検査を受検せず使用した。更に当該品が未受検であることを隠ぺいするため、同一型番のものをメーカーに製造させる等により平成元年～2 年にも不正が重ねられていた。

原子力安全・保安院は、全ての電力会社の全ての発電設備のデータ改ざん等

事案について、法令規制への抵触の程度等により評価を行い、平成19年4月20日、原子力発電事業者に対して、保安規定の変更命令、特別な検査の実施等の対応方針を明らかにするとともに、再発防止対策に係る行動計画の策定を求めた。

東京電力(株)は、**平成19年5月21日**に、これまでの「しない風土」、「させない仕組み」の充実強化とともに、「言い出す仕組み」の構築を目指す**「データ改ざんの再発防止対策に関する行動計画」**をとりまとめ、国、県に報告した。

県は、平成19年4月23日、24日には、**立地町**とともに、**安全確保協定に基づく立入調査を実施し**、同年6月11日に立入調査結果を公表するともに、東京電力(株)に対し、「**安全最優先**」の原点に立ち返って、信頼回復に向け真剣に取り組み、実績を一つ一つ積み重ねていくことを求めた。

<立入調査結果報告書において必要性を指摘した具体的な事項>

1 不適合管理の強化

- ・ 不適合事象の原因分析と迅速な「水平展開」ができる仕組みの強化を図ること。
- ・ 本店の不適合管理の一層の運用改善に努めること。
- ・ 不適合事象の重要度分類、公表区分について見直し、情報公開の徹底を図っていくこと。
- ・ ヒューマンエラーの再発防止にソフト、ハード両面から努めていくこと。

2 協力企業とのコミュニケーションの強化

- ・ 協力企業とのコミュニケーション強化について不斷に見直しを図っていくこと。

3 情報共有化の推進

- ・ 電力会社、メーカー間の有効な情報共有化等を積極的に推進すること。
- ・ 本店、両発電所が連携し、現場の情報や経験を共有しやすくするように

努めること。

4 教育訓練、研修の充実

- ・ 発電所員及び協力企業従業員の教育訓練、研修等の充実を図っていくこと。

5 現場の環境改善

- ・ 不適合管理、品質保証活動、新たな検査制度への対応等について発電所員及び協力企業従業員が確実に実践できる良好な環境づくりに努めていくこと。

6 総点検結果を踏まえた安全管理の徹底 —88—

- ・ 点検時の制御棒引き抜け再発防止のソフト、ハード両面に抜本的対策を講じるとともに、安全性、信頼性の向上に資する取組みをさらに積極的に進めること。

- ・ 適切な予備品管理等を行っていくこと。

7 発電所運営の透明性の確保

- ・ 「**安全最優先**」の経営指針を実現するため、人材、設備等の経営資源を現場にどのように投入し、結実させていくのかを明らかにしていくよう努めること。

- ・ 取放水口海水温度差の設計値と実測値の差について、的確に説明責任を果たし、管理方針を確立していくこと。

- ・ 原子力発電所施設等に関する申告制度については、改めてその周知に努めるとともに、申告情報等について、迅速かつ適切に対応していくこと。

<主な経緯> —88—

年	月日	事項
平成 18 (2006)	10・31	中国電力が土用ダム（岡山県新庄村）測定値改ざんを公表。
	11・15	中国電力が下関発電所の冷却用海水の取水温度改ざんを公表。
	11・21	関西電力、北陸電力が水力発電用ダムのデータ改ざん、手続き不備等を公表。
	11・30	東京電力が、柏崎刈羽原子力発電所1、4号機での復水出口海水温度の改ざんを公表、原子力安全・保安院は、電力会社に、改ざん、手続き不備等の点検指示。
	12・5	東京電力が、福島第一原子力発電所1号機復水器出口海水温度データ改ざんについて公表。
平成 19 (2007)	1・10	東京電力が福島第一原子力発電所4号機で、取放水口水温度のデータ改ざんについて公表。
	1・31	東京電力が県内原子力発電所9基のプラントでのデータ改ざんについて公表。
	2・2	県は、原子力安全・保安院に立地地域住民の安全・安心確保を最優先に安全規制の取組みに万全を期すよう文書で要請。
	2・15	県は、温排水調査管理委員会を開催。改ざんのあった発電所取放水口温度のデータは、これまでの評価に影響を与えるものではないことを確認。
	3・1	東京電力は、昭和60年の福島第二原子力発電所1号機で原子炉自動停止のトラブルを隠ぺいしていたこと等を公表。
	3・15	北陸電力が志賀原子力発電所1号機で平成11年、定期検査中の制御棒が誤つて抜け、約15分間臨界状態が続くトラブルを国に報告していなかったことが判明。
	3・20	東京電力が福島第二原子力発電所3号機で平成5年定期検査中、制御棒の引抜けが発生していたことを公表。

年	月日	事項
平成 19 (2007)	3・22	東京電力が福島第一原子力発電所3、5、2号機で昭和53、54、55年に制御棒引抜けが発生していたことが判明。3号機の事案は、臨界状態になっていたと推定。
	3・30	各電力会社から原子力安全・保安院へ総点検結果を報告。東京電力が、新たに福島第一原子力発電所2号機で昭和59年の原子炉自動停止のトラブル隠ぺいについて公表。
	4・5	原子力発電関係団体協議会が、国に信頼回復のため責任ある対応を要請。
	4・6	東京電力が、福島第二原子力発電所4号機で、昭和63年頃の制御棒駆動機構の不正使用について公表。
	4・20	原子力安全・保安院が、発電施設の総点検結果報告、原子力・火力・水力の悪質な事例について行政処分する方針を発表。
	4・23	福島県、大熊町、双葉町は、福島第一原子力発電所の立入調査を実施。
	4・24	福島県、富岡町、楢葉町は、福島第二原子力発電所の立入調査を実施。
	4・26	原子力安全・保安院青山審議官が来庁。内堀副知事に総点検結果などを説明。
	5・7	原子力安全・保安院、東京電力などに対して保安規定の変更命令等行政処分。
	5・21	電力会社とメーカーが、再発防止策の行動計画を原子力安全・保安院に提出。
	6・11	県、立地町は4月に実施した立入調査結果を公表、東京電力に不正問題再発防止や組織風土改善の取組み等の一層の強化を求める要請。
	11・27	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、県及び立地町から要請された7項目の取組状況を説明。

平成 20 (2008)	2・27	東京電力が、福島県原子力発電所所在町情報会議において、県及び立地町から要請された 7 項目の取組状況を説明。
	3・26	東京電力が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差の管理方針等を説明。
	4・4	東京電力が、平成 19 年 5 月 21 日に提出した行動計画に基づく再発防止対策の実施状況及び効果の検証結果を公表。
	5・26	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、県及び立地町から要請された 7 項目の平成 19 年度の取組状況と今後の予定を説明。
	6・5	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、県及び立地町から要請された 7 項目の平成 19 年度の取組状況と今後の予定を説明。
平成 21 (2009)	6・5	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、県及び立地町から要請された 7 項目の平成 20 年度の取組状況と今後の予定を説明。
	9・9	東京電力が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差低減に向けた取組状況を説明。
平成 22 (2010)	9・15	東京電力が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差低減に向けた取組状況を説明。

5 新潟県中越沖地震を踏まえた耐震安全性問題 —90—

平成19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震により、柏崎刈羽原子力発電所の各号機の原子炉建屋最下階の観測では、基準地震動（限界地震動）を超える地震動が計測され、運転中の 2、3、4、7 号機が自動停止し、定期検査中の 1、5、6 号機も含めて全ての原子炉が停止した。

また、3 号機タービン建屋外部の所内変圧器における火災、6 号機における放射能を含んだ水の外部への漏えい、7 号機主排気筒からのヨウ素等の検出などのトラブルが発生した。

福島県は、原子力発電所の耐震安全性に対する信頼が根底から揺るがされたことから、国、事業者に対して耐震安全性の再評価の速やかな実施、耐震安全性の強化など、耐震安全性確保に関する取組みの抜本的な強化を求めており、平成19 年 7 月以降、国、事業者に対しては、次のような要請活動を行うとともに、その取組状況を確認している。

○ 福島県生活環境部長

平成 19 年 7 月 19 日、福島県生活環境部長から東京電力副社長に対して、耐震安全性確保に万全を期すよう、下記事項について要請した。

- ① 情報公開の徹底と説明責任の遂行
- ② トラブルの徹底した調査と県内原子力発電所への水平展開
- ③ 目に見える形での耐震安全性の確保向上の取組み

○ 原子力発電施設立地関係 14 道県

平成 19 年 7 月 24 日、原子力発電施設立地関係 14 道県で構成する原子力発電関係団体協議会から経済産業大臣及び原子力安全委員長に対して、下記事項について要望した。

- ① 速やかな新潟県中越沖地震の詳細な解析と新耐震指針の妥当性の検証
- ② 海底活断層等の十分な調査
- ③ 自衛消防の強化と消火体制の整備指導
- ④ 迅速かつ正確な情報提供等

○ 福島県と原子力発電所立地 4 町

平成 19 年 7 月 26 日、福島県と原子力発電所立地 4 町（大熊町、双葉町、楢葉町、富岡町）が合同で、経済産業大臣及び原子力安全委員長に対して、翌 27 日には東京電力に対して、下記事項について要請した。

- ① **想定外の事態**が発生したことを踏まえ、**総合的な耐震安全性確保・向上**の取組みの**抜本的強化を図ること**
- ② 新指針に基づく原子力発電所の**耐震安全性再評価**について、活断層の状況等も含め、最新知見を適切に反映し、早急に実施
- ③ 周辺施設を含めた**耐震安全性強化**、自衛消防体制の充実強化等の早急な具体化
- ④ 事業者の組織運営面からの**耐震安全対策の強化**

⑤ 原因調査や耐震対策について情報公開の徹底

○ 福島県の 6 団体 -91-

平成 19 年 9 月 11 日、福島県、県議会、市長会、市議会議長会、**町村会**、町村議会議長会の 6 団体が合同で、国や各政党に対して、原子力発電所の安全確保について下記の緊急要望を実施した。

(1) 耐震安全性の確保、強化について

① 今般の耐震安全性に対する不安を根本から払拭するため、新指針に基づく**原子力発電所の耐震安全性の再評価を行う公平・中立な第三者委員会**を国において設置し、最新の知見をもとに活断層の状況等も含め、速やかに福島第一・第二原子力発電所の再評価を行い、地震国日本における**原子力発電所の耐震安全性に対する信頼回復**に努めること

② 今回、想定外の事態が発生したことを踏まえ、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上の取組みについて、早急に抜本的強化を図ること

- ・ 県民に対する情報公開を一層強め、県民の不安解消に努めること
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所で発生した火災や放射性物質の漏えいなどのトラブルについて、徹底した原因究明を行い、**耐震安全性を強化すること。**

- ・ 自衛消防の 24 時間体制を整備するなど、不慮の事態に速やかに対処できる消防防災体制などの充実強化を図ること
- ・ ライフラインとして、また、避難道路として、道路の役割は極めて重要であることから、**立地地域周辺の道路網の整備**を促進すること

(2) 国民に信頼される安全規制体制の確立について

安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離するなど、客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立を図ること

○ 原子力発電関係団体協議会

平成19 年11 月14 日、原子力発電関係団体協議会は、国に対して、原子力発電所等の安全を確保し、早急に原子力発電及び原子力行政に対する信頼を回復するため、下記事項について特別要望を実施した。

- ① 原子力発電所等の耐震安全性の強化
- ② 迅速かつ正確な情報提供と大規模自然災害時の対応強化
- ③ 原子力発電所等の危機管理体制の充実・強化
- ④ 原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置

○ 三県知事会

平成19 年11 月26 日、新潟・福島・山形三県知事会議が、12 月19 日には北関東磐越五県知事会議及び北海道東北地方知事会議が、**原子力発電及び原子力行政に対する信頼回復**のため、**原子力発電所の耐震安全性の強化**及び**原子力安全規制体制における客観性の確立等**に関する要望活動を行った。

原告のまとめ

過去は消せない。良いことも、悪いことも消せない。しかし、「東日本太平洋沖地震・津波に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（本件事故）」は、「原子力行政のあらまし（本書）」の全編の記録から判断して、度重なるトラブルに、被告らが真摯に向き合わなかった因果応報であり、到底「想定外」という悪質な言い逃れで済むものではない。

もちろん、本書をしたためた福島県の事故対応は、本書の記載に照らし、正しいとは言えない。むしろ、世論を欺き、任務放棄のうえ情報操作でもって、

事実を隠蔽して、ウソによる回復し難い、空前絶後の被害を与えていていることは明確である。

本書は、原告「第 36 その 1 準備書面」を補充主張するために記したものである。

被告国第 28 準備書面の 7 頁から 12 頁、13 頁の「2 被告国の反論」から 20 頁までの国の反論は、「原子力行政のあらまし」に明記されている**原告（当時の双葉町災害対策本部長）の立場**を明確にすることもなく、責任回避のための策文に過ぎない。ウソと誤魔化しの塊を原告は断固忌避する。

しかも、本書 26 頁に記されている、「原子力防災訓練の実施」には、防災訓練の履歴と訓練内容が明確に記載されており、**例外規定は存在していない**ことが分かる。菅直人ら政府原子力災害対策本部は、福島県のウソを最大に悪用して、「原子力行政のあらまし」に記載されている遵守すべき責務を免れるために、情報の独占を行い、広く国民と県民に事故の被害の甚大さを隠蔽し、騙してきたことも事実である。

被告国は、「原子力行政のあらまし」に記載されている遵守すべき責務を、どのように果たしたことが、示されていない「被告第 28 準備書面」は虚偽に過ぎないものである。

例外・法外を明確に示しているのが、菅直人災害対策本部長が指示して作らせた**内閣府原子力被災者生活支援チーム**である。

この組織は、「原子力行政のあらまし」のどこにも示されておらず、原災法にも存在していないことは明らかである。

この**違法組織**の**内閣府原子力被災者生活支援チーム**の頂点には、菅直人政府災害対策本部長が就いており、下部には海江田万里経産相が、その他、関係省庁が連なっていて、被災者を排除する政策を行っていることは、法外であり全て無効であることは明らかであることが、「原子力行政のあらまし」によって証明される。

「なあ、俺は、県民を外に出したくないんだよ。」と、原告に呟いた佐藤雄平福島県知事の言葉のとおり、ICRP2007年勧告の100から20ミリの低い方の20ミリシーベルト下限論をあたかも当然のごとく、菅直人政府災害対策本部長が作った違法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」が、これを流布し国民・県民に強制し、避難の妨害をしたことは、憲法第十八条に明記されている、法の裏付けのない「苦役」に当たると受け止めている。

この違法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」が行ったのは、実測に基づかない避難区域の設定から始まり、新賠償基準という原価計算の無い「中間指針」というウソの強制、それから、緊急事態宣言中で、事故現場の混乱期に事故の収束宣言を発するなどがあり、更に、公平の原則に反し20ミリシーベルトという汚染環境の中で、避難解除を発電所周辺6町に迫るなど、「原子力行政のあらまし」に記されていない暴挙を行った。

しかば、ICRPが1から20ミリシーベルトの低い方を推奨している事實を、なぜ隠したのかと、無法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」に問い合わせたい。

被告国第28準備書面において、被告国は、原告が示してきた多くの証言に反論しているが、本書「原子力行政のあらまし」に示した事故時の体制において、被告国は規制義務を超えて、知らないとウソをつく立場には居られないことがしっかり明示されている。

どのような時代であっても、政治体制であっても、欺罔によって「原子力行政のあらまし」の記載内容を、事故後に無いものにすることは出来ない。

したがって、本件事故後の被告国の「偽装と隠蔽によって誤導された被害・損害」は生涯にわたり、しかも、何代にも引き継がれる損害額は、数百兆円と原告は概算する。その数百兆円の内、原告は現在、善良な国民一人当たりのウソの被害・損害の概算額を1億円と見積もっている。

よって、被告国第 28 準備書面は虚偽記載であると断定し、取り下げるこことを推奨する。

おわり